

平成19年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成19年9月20日（木曜日） 午後 1時27分開議

- 第 1 認定第 1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 発議第 1号 道路整備に関する意見書（案）
- 第11 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 福 家 義 憲 君 |

総務課長	米屋彰一君
産業建設課長	柴田弘君
産業建設課参事	中原直樹君
保健福祉課長	奥村文男君
教育次長	石川篤君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまより会議を開きます。

（午後 1時27分）

◎認定第1号～認定第9号

○議長（石神忠信君） 日程第1、認定第1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第9、認定第9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

西原さん。

○決算審査特別委員長（西原央騎君） 平成19年9月20日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

決算審査特別委員会委員長、西原央騎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、認定第1号から認定第9号まで、すべて認定と決しました。

決算認定にあたって付すべき意見として、（1）、認定第1号において、公営住宅使用料が私法上の債権との最高裁判所の判断が示されており、行政庁はこの判例を尊重すべきと思料する。町は、同使用料の時効適用にあたり、これまで適用してきた法令が適切か否か早急に検討すべきである。また、公営住宅入居者の保証人契約は、年月を経ることによって保証人が欠けることを防ぐため、一定の期限をもって契約改定をするようにすべきである。

（2）、地方財政健全化法により、連結実質赤字比率が導入される。これにより、普通会計のみならず、公営企業（国保病院事業）を含む公営事業会計のすべてを連結した赤字（資金不足比率）が算定されることになる。認定第6号、国保病院事業においては、会計基準の確立とともに、本年度中にできるだけ含み損を引き出して、適正な財政状態にしておくことが必要である。とくに、固定資産台帳と財務諸表の固定資産の数字が乖離（かいり）していることは問題であり、本年度中に是正すべきである。

（3）、認定第7号において、（1）と同様の理由により時効期間の適用法令について司法判断が下され、かつそれに従う行政庁からの通知も示されているので、今後は適切に措置されたい。

（4）、認定第8号について、（3）と同様に取り扱われるべきか検討されたい。

（5）、歳入について、滞納の長期化を防ぐため、滞納整理マニュアル（要綱）などを作成し、滞納者への徴収姿勢と対処方法を明確にすべきである。

（6）、地方財政健全化法の基本的な考え方は、今後の地方分権も念頭に置き、従来に

も増して、議会、住民によるチェックという自治本来の機能を発揮し、地方公共団体の財政規律の強化を図ることにある。財政規律の強化のために、同法第3条では健全化判断4比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ住民に公表することになっている。また、早期健全化団体以上になれば、同法第26条により外部監査が義務づけられることから、監査部門の事務作業は繁雑さを極めると考えられる。監査部門の役割が非常に重要になるが、十分なノウハウがないのが実態であり、監査部門の体制強化の取り組みが必要である。

以上です。

○議長（石神忠信君） 報告が終わりました。

これより認定第1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを採決します。

これらの決算に対する委員長の報告は、すべて認定とするものです。

これらの決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成18年度中頓別町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算までの9会計の決算については、すべて認定することに決しました。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、発議第1号 道路整備に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○4番（村山義明君） 発議第1号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、星川三喜男。

道路整備に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備に関する意見書（案）

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整

備は、全国に比べ大きく立ち後れており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援するうえで、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き、道路整備が強力に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、道民の道路整備に対するニーズを幅広くくみ取るとともに、道民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 3 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本の見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。
- 4 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月20日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。
北海道中頓別町議会議員、石神忠信。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 道路整備に関する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 道路整備に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第11、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出がございます。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査につきましては各委員長の申し出とおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第3回中頓別町議会定例会を閉会といたします。

(午後 1時38分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員